

## 第19回 動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会 議事概要

1. 日時：令和7年11月5日(水) 15時00分～16時20分

2. 会場：東京都内（オンライン併用）

3. 出席者

座長	武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科	教授
委員	加隈 良枝	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科	准教授
	佐藤 衆介	東北大学	名誉教授
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所	所長、弁護士
	田中 治	クウ動物病院グループ	代表獣医師
		日本獣医エキゾチック動物学会	理事
	戸田 光彦	一般財団法人自然環境研究センター	研究主幹
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科	教授
	三輪 恭嗣	日本エキゾチック動物医療センター	院長
		日本獣医エキゾチック動物学会	会長
事務局	石川 拓哉	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	室長
	小林 誠	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	企画官
	遠矢 駿一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	室長補佐
	野田 佳代子	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	専門官
	岡部 正太	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	環境専門員

### 4. 議事概要

議事（1）～（2）について検討が行われた。

#### （1）犬猫以外の哺乳類における飼養管理基準に関する検討について

事務局より、資料1「今後の検討スケジュールについて（予定）」について説明した。説明後、質問・意見等はなかった。

#### ■犬猫以外の哺乳類におけるケージ等の規模、運動スペースに置く時間についての飼養管理基準省令（案）及び細部解釈（案）について（資料2）

事務局より、資料2「犬猫以外の哺乳類におけるケージ等の規模、運動スペースに置く時間についての飼養管理基準省令（案）及び細部解釈（案）」について説明後、以下の質問・意見等があった。

- うさぎについては頭胴長を基準にケージの辺の長さを決めている一方で、ハムスターやモルモットは床面積を基にしている。動物によって規定方法が異なることで混乱する可能性がある。また、極端な例だが、ハムスターやモルモットは30cm×20cmでも10cm×60cmでも良いのでは、という考えも出てくるかもしれない。（委員）
- ご指摘のとおり、うさぎは頭胴長をベースにしたケージの辺の長さで、ハムスター及びモルモット等はイングランドの法令を参考に床面積から頭胴長を割り戻して設定したが、縦横の辺の長さを規定しておらず、辺の長さを規定する根拠がないため床面積を基準にした規定とした。現状、ハムスターとモルモットは床面積を基にした規定だが、動物が日常的な動作をするためのスペースを十分に確保できるよう、定量的なケージサイズに加え、「個々の動物が自然な姿勢で立ち上がり、横たわる」等の定性的な基準も加えることを検討することでご指摘は解決できると考える。（事務局）
- 市販されているケージで、動物が動きにくいサイズのもの基本的にはない。市販品のサイズから幅を持たせた形で縦と横の長さを決めても良いのではないかと。（委員）
- 解説書を作る際に、自治体職員が判断しやすいように、一覧表で頭胴長とそれに合ったケージサイズの具体例を挙げることを予定している。（事務局）
- 「その他の哺乳類」については、現時点では、うさぎ、ハムスター、モルモットのような定量

的な基準にはしないという理解で良いか。(委員)

- 犬及び猫以外の哺乳類のケージ等の規模検討にあたっては、最低限の基準として、正当な異議が生じないか検討した。うさぎ、ハムスター、モルモット以外の動物に関しては有識者や業界団体へヒアリングし検討した結果、海外の法令等を参考にした定量的なサイズを規定しようとした場合に相当の広さを求めるものとなってしまい、本基準の趣旨に照らして過度な規制となる懸念があり、定性的な基準を設けることとした。定量的な基準を設けないものについても、細部解釈に可能な限り具体的な内容を記載する予定である。(事務局)
- 「長期間」の解釈が自治体によって異なる可能性がある。具体的な記述が解説書等にあったほうが良い。また、ハムスター、モルモットのケージサイズについては、立つ、座る以外に、伸びるような動作もある。これらができるサイズが必要である。(委員)
- 各自治体の判断にばらつきがないように、細部解釈に記載する。また、ハムスター、モルモットの日常的な動作についても細部解釈で補足する。(事務局)
- うさぎ、ハムスター等の市販ケージにある階層やトンネル等は床面積に含むのか。(委員)
- 動物が行き来できる場合は階層となっている部分も床面積として含むと考える。(事務局)
- 「飼養期間が長期間にわたる場合」について、動物園も含まれるのか。(委員)
- 動物園は展示業に該当するため、長期間の飼養に該当すると考える。(事務局)
- 展示や触れ合い施設等においては飼養スペースに人が立ち入ることがあるが、人の立ち入るスペースでも動物が自由に動けるのであれば床面積に含むのか。(委員)
- 基本的には動物が普段生活するスペースとしてどれくらいの床面積があるのか判断することになる。個別具体的に課題が生じる部分であり、運用後に要望や課題が上がってくることを想定されるため、想定問への解釈を準備する。(事務局)

#### ■飼養管理基準省令(案)及び細部解釈(案)【一覧表】について(資料3)

事務局より、資料3「飼養管理基準省令(案)及び細部解釈(案)【一覧表】」について説明後、以下の質問・意見等があった。

- 第一種動物取扱業、第二種動物取扱業は同じ規制で良い。既に第一種動物取扱業では義務、第二種動物取扱業では努力義務となっている箇所においても、同じ基準(義務)にすべきではないかと思う箇所もある。これを機に全体的に精査していただきたい。(委員)
- この議論は、哺乳類以外の動物(爬虫類、鳥類)にも関わるため、別途検討が必要と認識している。(事務局)
- 第二種動物取扱業は管理者がいる想定だが、爬虫類や鳥類で努力義務とした方が良いところは、具体的にどのようなものを考えているのか。(委員)
- 現状は哺乳類に限った検討のみで、爬虫類、鳥類の具体的な部分を検討しきれておらず、努力義務を義務とすることは適当ではないと考えている。今後検討する。(事務局)
- 「接触」と「触れ合い」では意味・ニュアンスに違いがある。その中で一律に「接触」として良いか検討すべき。また、資料3 17ページの「抱っこされ」についても条文の記載としてなじまないため、精査していただきたい。(委員)
- 法令用語上「触れ合い」という言葉から「接触」に置き換えたところがある。「接触」は直接動物と触れるところを意味するように思われるが、間接的に餌やトンネル等を介して触れることも「接触」に含まれると考えている。基準の記載については引き続き省内で検討し、必要に応じて解説書や細部解釈内でも説明するようにする。(事務局)
- 社会的に「触れ合い」はよく使われている。基準内で「接触」が「触れ合い」を意味するところであることがわかるように記載すると良い。(委員)
- ケージサイズの規定について、犬猫は体長、それ以外は頭胴長を用いている。計測部位が異なる経緯や、どのように使い分けているかを知りたい。(委員)
- 犬猫は、測り方がスタンダードで定められているため、体長・体高を用いている。一方で犬猫以外の哺乳類で定量的なケージサイズを定めた種においては、小型の動物で確立した

測定方法もないため、鼻先から尾の付け根までの長さを頭胴長とし、基準とした。一方で、頭胴長という言葉はあまり他の法令で使われていないため、「基準長」等に変更する可能性がある。（事務局）

- 「基準長」は一般の人にはわかりにくい言葉で、通して読んだ際に気になる部分だと思う。（委員）
- 頭胴長をどのように測るかという問題も出てくると想定される。計測方法は写真等を用いながら解説書内で示すことを検討している。（事務局）
- 用語の表現や統一について、どのように調整しているのか。（委員）
- 環境省内で各種法律、政令、施行規則等について精査し、揺れがないか等を確認している。今後、中央環境審議会動物愛護部会での審議における諮問を予定しており、法令担当にも確認する。（事務局）
- 膨大な量の省令となるため、一般の人が分かるようにしていただきたい。共通の用語があれば、できるだけそちらを使うように。（委員）

## （2） その他

- 犬猫の飼養管理基準の解説書の改訂も予定されているのか。（委員）
- 犬猫に係る部分は「哺乳類」とひとまとめにして基準としている部分があるかと思う。その点は必要に応じて変更する場合もあるが、改めて犬猫について一から見直して解説書を改訂することは予定していない。（事務局）
- 参考資料5の2ページ下にある動物のグルーピング案について、14種類で実際に飼養される動物の大部分がカバーできると思うが、それぞれの動物により生態が大きく異なる。細部解釈の記載にあたっては、動物種を適切にグルーピングしながら、大きな抜けがないようにし、且つあまり冗長にならないようにすることが重要である。（委員）
- 解説書について、畜産動物の研究が進んでいるため、記載できることも多いと思う。（委員）

以上